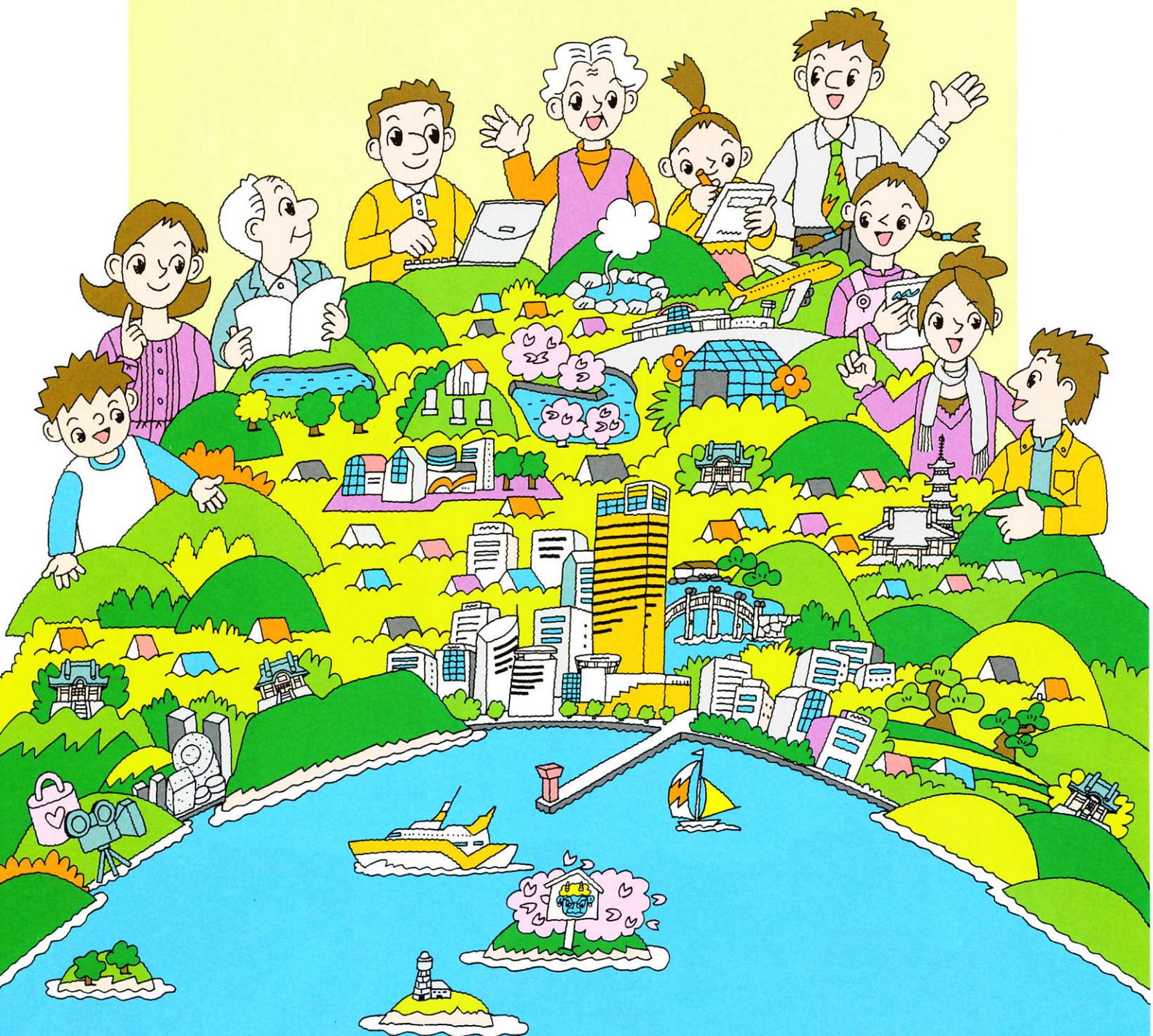




# 高松市自治基本条例

心豊かな文化のかおりあふれる  
市民主体のまちづくり



# みんなが進める「市民主体のまちづくり」

本市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民

議会、行政（執行機関）が協力して、まちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた「高松市自治基本条例」を、市制施行120周年記念日の平成22年2月15日に施行しました。



## 自治基本条例制定の背景

本格的な地方分権時代の到来により、地方自治体では、地域のことは地域で考えるという「自己決定・自己責任」に基づいた自治運営が求められており、市民の意思に基づいて、地域の特性を生かした主体的なまちづくりを行うことが重要となっています。

また、人口減少、少子・超高齢などの社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応するためには、市民や地域コミュニティ協議会・市民活動団体・企業など多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、新たな仕組みづくりが必要となっています。

そこで、本市では、市民の皆さんと市が、適切な役割分担の下、同じ目的を持って、助け合いながら、よりよいまちづくりを推進するため、「高松市自治基本条例」を制定しました。

## 自治基本条例に基づくまちづくり

自治基本条例に基づくまちづくりは、市民主体のまちづくりです。

自治の担い手である、市民、議会、行政の三者が自治基本条例の趣旨を理解し、連携・協力してまちづくりに取り組むことが、創造性豊かで、活力に満ちた地域社会の実現につながります。

また、市民の皆さんが主体的に市政や地域のまちづくりに参画することにより、まちづくりが活性化します。



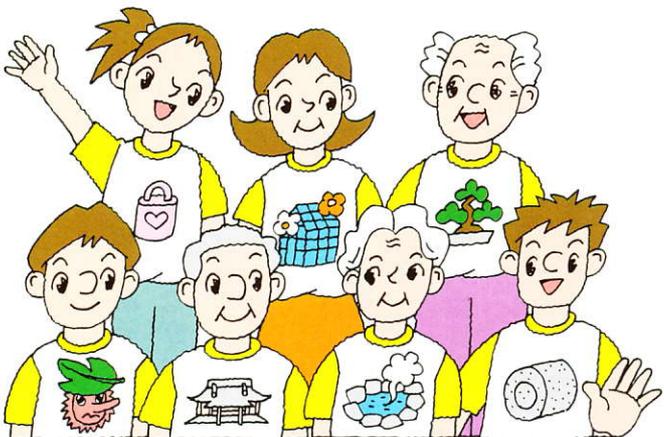
# 条例のポイント

## ●自治の基本理念

(第4条)

- ・自治の主権者は、市民です。
- ・個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進します。

- ・地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進します。



## ●自治の基本原則 (第5条)

### 情報共有の原則

■市民と市が市政に関する情報を共有します

市民は、市が持っている情報を知り、それを活用することによって自らの暮らしを豊かなものにする事ができます。市は、請求による情報公開だけでなく、情報を積極的に分かりやすく、適時に市民に提供するよう努めます。

市政の情報を得るために活用できるもの

- ・広報たかまつ
- ・高松市ホームページ
- ・市政出前ふれあいトーク
- ・情報公開コーナー

など

### 参画の原則

■市政や地域のまちづくりを市民の参画によって進めます

豊かな地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることや、地域のまちづくりに主体的に取り組むことが必要で、市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するよう努めます。

参画を推進するために活用できるもの

- ・パブリックコメント
- ・公募委員(附属機関等)
- ・住民投票

など

### 協働の原則

■市民と市が対等な立場で、市政や地域の課題の解決に共に取り組みます

市は、協働を推進するための仕組みを整備し、地域コミュニティ協議会や市民活動団体などの市民の自主的な活動を尊重するとともに、その活動に対し、適切な支援を行います。

市民と市が協働できるもの

- ・環境美化
- ・公共交通の利用
- ・節水の取組

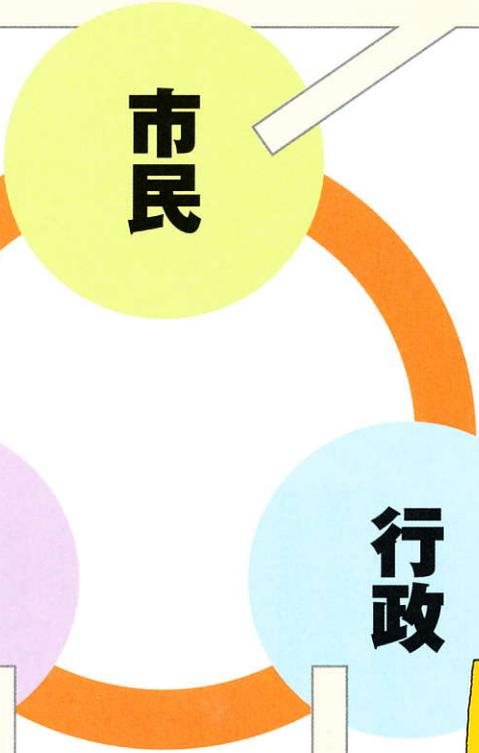
など

# ●市民、議会、行政の役割と責務（第6条～第13条）

自治の担い手である、市民、議会、行政（執行機関）が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めます。



- 市政の情報を知る権利、市政および地域のまちづくりに参画する権利があります。
- お互いに協力して、市政および地域の課題の解決に主体的に取り組めます。
- 参画するときには、公共的な視点に立って、発言や行動に責任を持たなければなりません。
- 納税等の義務を果たし、また、選挙権の行使の機会を生かすように努めます。



## 市民

## 行政

## 議会



- 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営を行います。
- 参画と協働による市政および地域のまちづくりを推進します。
- 職員は、法令等を遵守することともに、知識、能力の向上に努めます。



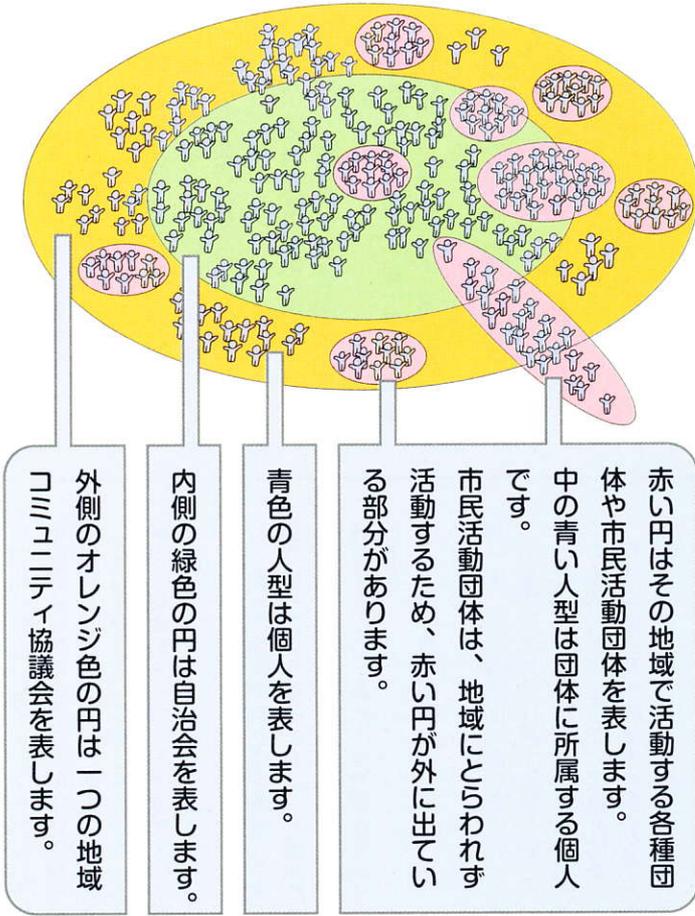
- 市の意思決定機関として、市民の意思を反映させるよう努めます。
- 市政運営に対する監視機能を果たします。
- 市民に情報を提供するなど、開かれた議会運営に努めます。

## ●地域コミュニティ協議会（第23条）

市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民営的に運営される組織として、地域コミュニティ協議会を設置できると明確に位置付けています。

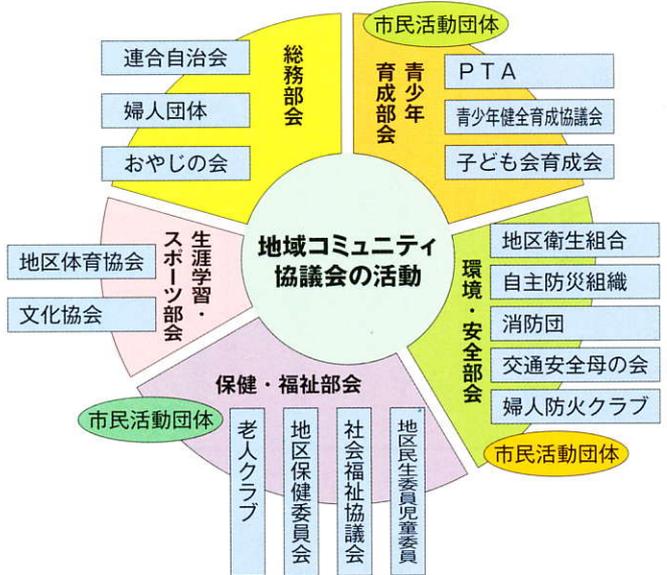
また、市は、地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、適切な支援を行うこととしています。

### ●地域コミュニティ協議会の構成イメージ図



※本図は概念的なもので、実際は地域の実情に合わせて、多様な組織・参画形態があります。

## ●地域コミュニティ協議会の活動イメージ図



※本図は概念的なもので、実際は地域の実情に合わせて、多様な活動形態があります。

いくつかの部会があり、それぞれの部会ごとに、その活動に適した地域の各種団体や市民活動団体が参画しています。

### ★自治会に加入しましょう

自治会は、本市のまちづくりを進める上での軸となる「地域コミュニティ協議会」の中心的な役割を担う組織で、住みよいまちをつくるには、自治会活動は欠かすことができない大切なものです。

今一度、自治会活動を見つめ直し、地域のつながりや人と人とのふれあいを大切にしていきたいでしょう。そして、みんながお互いに協力して、地域のコミュニティづくりに努めるためにも、積極的に自治会に加入し、その活動に参加しましょう。

【お問い合わせ】◆地域政策課（839-2277）



# 高松市自治基本条例

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 市民、議会および執行機関の役割と責務

### 第一節

市民（第六条―第八条）

第二節 議会（第九条・第十条）

第三節 執行機関（第十一条―第十三条）

### 第三章

自治運営の基本的事項

第一節 情報共有（第十四条―第十六条）

### 第二節

参画（第十七条―第二十一条）

第三節 協働（第二十二条―第二十四条）

第四節 行政運営（第二十五条―第三十五条）

### 第四章

条例の見直し等（第三十六条・第三十七条）

第五章 雑則（第三十八条）

### 附則

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展してきました。このまちに住む私たちには、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。

私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがい」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的な権利が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に発揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化

を発展させ、生きる喜びと潤いを感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。

このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政および地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくるとともに、心豊かな文化のありあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、高松市における自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。

二 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および地方公営企業の管理者をいう。

三 市 議会および執行機関をいう。

四 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。

五 参画 市民が市政および地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。

六 協働 市民と市が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。

### （条例の位置付け）

第三条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

### （自治の基本理念）

第四条 自治の主権者は、市民とする。

2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。

3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

### （自治の基本原則）

第五条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。

一 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。

二 参画の原則 市民の参画により市政運営および地域のまちづくりが行われること。

三 協働の原則 協働して市政および地域の課題の解決に当たること。

## 第二章 市民、議会および執行機関の役割と責務

### 第一節 市民

#### （市民の知る権利）

第六条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

（市民の参画の権利）

第七条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことよって不利益な取扱いを受けない。

### （市民の役割と責務）

第八条 市民は、自治の主体として、地域の活性化を図るとともに、市政および地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。

2 市民は、参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

### 第二節 議会

#### （議会の役割と責務）

第九条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によつて構成される意思決定機関であり、市民の意思を市政に反映させるよう努めなければならない。

2 議会は、積極的に調査研究を行うなど政策形成機能の充実を図るとともに、市政運営に対する監視機能としての役割を果たすものとする。

3 議会は、議会活動に関する情報を市民に広く分かりやすく提供するなど、開かれた議会運営に努めなければならない。

#### （議員の役割と責務）

第十条 議員は、前条に規定する議会の役割と責務を十分認識し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って、市民の信託にこ

たえるものとする。

### 第三節 執行機関

(市長の役割と責務)

第十一条 市長は、高松市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、自治の基本理念にのっとり、自治の推進および市民福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

(執行機関の役割と責務)

第十二条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政および地域のまちづくりを推進するものとする。

(職員の責務)

第十三条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、参画と協働による市政および地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

### 第三章 自治運営の基本的事項

#### 第一節 情報共有

(情報の共有)

第十四条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 執行機関は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

ない。

(情報公開)

第十五条 市は、市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第十六条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報に適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

#### 第二節 参画

(地域のまちづくりへの参画)

第十七条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

(市政への参画)

第十八条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を確保するとともに、政策等の立案、実施および評価の各過程において、参画の推進に努めなければならない。

(パブリックコメント手続)

第十九条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」という。)を行うものとする。

2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

(附属機関等の委員の公募)

第二十条 執行機関は、附属機関等について、その委員の一部を公募により選任するものとする。

(住民投票)

第二十一条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定める。

3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

### 第三節 協働

(協働の推進)

第二十二条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場合において、市の支援は、市民の自主性および自立性を損なうものであってはならない。

(地域コミュニティ協議会)

第二十三条 市は、市民主体の自治を推進するため、次項に規定する地域コミュニティ協議会の活動を尊重し、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

2 市民は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを行うため、地域コミュニティ協議会(共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。次項において同じ。)を設置することができる。

3 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的かつ自立的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

(市民活動団体)

第二十四条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数のもの、利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

### 第四節 行政運営

(総合計画)

第二十五条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。

(財政運営)

第二十六条 市長は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成を行うとともに、効率的かつ効果的な政策等の展開を図ることにより、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算および決算その他の市の財政状況に関する情報を市民に、分かりやすく公表しなければならない。

3 執行機関は、出資法人(市が資本金を出資その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人をいう。)に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。

(説明責任等)

第二十七条 執行機関は、政策等の立案、実施および評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見を、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

(行政手続)

第二十八条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(行政評価)

第二十九条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

(外部監査)

第三十条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。

(公益通報)

第三十一条 執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じなければならない。

(政策法務)

第三十二条 市は、市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方公共団体に関する法令の規定について、地方自治の本旨に基づき、これを解釈するとともに、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

(行政組織の編成)

第三十三条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。

(危機管理体制の整備等)

第三十四条 市は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を

整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

(国および他の地方公共団体との連携・協力)

第三十五条 市は、国および他の地方公共団体と連携・協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。

#### 第四章 条例の見直し等

(条例の検証)

第三十六条 市は、この条例の趣旨に照らして、自治運営の状況を把握し、検証するため、別に条例で定めるところにより、高松市自治推進審議会を置く。

(条例の見直し)

第三十七条 市は、四年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 雑則

(委任)

第三十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この条例は、平成二十二年二月十五日から施行する。



## 高松市自治基本条例の制定経過

●高松市自治基本条例を考える市民フォーラム ～みんなでつくろう 新高松市の道しるべ～

条例制定に向け、市民の皆さんに共通理解いただき、検討や議論を深めていただくため、フォーラムを開催しました。

平成20年2月22日 高松市役所にて開催  
約250人参加

●高松市自治基本条例を考える市民委員会  
条例制定段階から市民参画を図るため、公募や各種団体代表者など19人の委員で構成される「高松市自治基本条例を考える市民委員会」を設置し、条例内容などについて議論が行われました。

会議15回開催(平成20年2月～10月)

平成20年7月25日に「自治基本条例を考えるフォーラム ～みんなで高松市の憲法を考えよう～」を開催し、約70人参加  
平成20年11月4日に「高松市自治基本条例(仮称)に関する提言書」を市長に提出

#### ●高松市自治基本条例制定委員会

学識経験者など12人の委員で構成される「高松市自治基本条例制定委員会」を設置し、市民委員会からの提言を基に、具体的な条例素案が作成されました。

会議10回開催(平成20年12月～平成21年9月)  
平成21年9月25日に「高松市自治基本条例素案報告書」を市長に提出

#### ●市民と市長の意見交換会

制定委員会から提出された条例素案を尊重しながら、市として取りまとめた条例案に対して市民の皆さんから意見をいただくため、「市民と市長の意見交換会」を開催しました。

意見交換会5回開催(平成21年10月17日～10月27日)

市内5か所で約300人参加(香南公民館、ふれあい福祉センター勝賀、古高松コミュニティセンター、高松市役所、木太コミュニティセンター)

#### ●パブリックコメント

条例案について、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さんからの意見をいただきました。

実施期間(平成21年10月15日～11月4日)

#### ●条例の制定・施行

平成21年12月議会において、全会一致で条例議案が可決され、市制施行120周年記念日である平成22年2月15日に、条例を施行しました。

#### ■高松市自治基本条例制定フォーラム

～みんなでつくろう これからの高松～  
市民の皆さんとともに、これからのまちづくりについて考える場として、条例施行日にフォーラムを開催しました。

平成22年2月15日 サンポートホール高松にて開催

約300人参加

ホームページもご覧ください。

高松市自治基本条例ホームページ <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/12407.html>

編集発行 高松市企画課 高松市番町一丁目8番15号

TEL: 087-839-2135 FAX: 087-839-2125



この印刷物は、環境に優しい水なし印刷及び植物油インキ、古紙配合率100%再生紙を使用しています。